

るな援助の予算措置がとられます。そういうお金がありましたならば、市町村、地方自治体自体に税源を与えたらいいじゃないか、私はこの主義は非常に根拠があるものと存じます。しかしながら、御承知のように、農村地帯と、あるいは都市、商業、工業という地域に、資本主義經濟の必然的結果といたしまして、広範なアンバランスが出て参ります。そういう関係から、御承知のように、交付税なり、あるいは予算上のいろいろな国家からの地方自治体の財政に対する援助なり、また措置がとられているわけでござります。この措置が額として多いが少いかということは別といたしましても、これは、自治体相互の均衡といふ点からやむを得ない措置であります。そういう関係ができる以上、市町村としては一体最低、自治体として、自治行政として、どういう基準が必要か、そういう計画、すなわち財政調整が立たない以上、どこの町村にどれだけの交付税を与えるとどうこともできないでしょ。また税の財源調整、問題になりましたした財源調整もできないでございましょう。そういう観点に立ちました場合に、財政計画という、強制力を持たない、義務付けではないのでございまするが、そういった地方自治全体の財政計画が必要になる。これに基づきまして交付税なり財源調整をいろいろやる、こうしたことになつた次第でございます。この計画自体に従来非常なずさんな点があつた、こういう御意見がございまして、幸い今年度は、皆様方の御協力をよりまして、実態に即した財政計画を立てることができるようになりました。そういった立場に

立って、われわれは財政計画を考えて
いるのであります。

して、地方財政計画が、実情から非常に無理な計画が立っておったという事実は認めます。さればと云つて、財政計画がなければ地方自治は窮屈しなかつたであろうという論理には飛躍でかないと思えます。

たが、さらにもいよいよ財政計画といふものがなきことには、交付税の配分も困難だ、よりどころがないということになつて、こういう制度が設けられた。実態に即したもののが得られるようになつたとおっしゃるけれども、それは従来との比較の問題だけであつて、果してそれなら、三十一年度の財政計画が、三十一年度の各地方公共団体の財政上の決算が他日明らかになつたときには、それと一体關たりがあるかないかということになつてくると、隔たりがあるのは私は当然だと思うのです。ほんとうに近接した決算と計画とを得るといふようなことは、私は全くこれはいつまでたつても望み得ないことをだと思うのです。それは、それぞれの地方公共団体のいろいろな異なつた諸般の事情があるわけなんですから、大うかみな一つの見通しをするということだけのことであつて、そうその決算と計画とを一致せしめるなんといふことは、これは到底不可能に近いことなんだとということを考える。そこで、従来と比較すると、よほど実態に即したものに計画はなるに違ひないけれども、さてその計画ができるて、政府の地方財政計画をここに明らかにしたならば、直ちにそれによつて大阪府の財政計画といふものはどうあるべきなのか、あるいは東京都の財政計画はどうなんだ、埼玉県はどうなんだと、鏡に物を映すような工合にびつたりそれで割り出されてくるかといふと、必ずしもそうでないと私は思うのです。そうなつてくると、これはまるで政府だけのひ

とりよがりのような格好になる。しかも、各地方団体からすれば、ことに大都市所在府県とか、あるいは大都市自体の考え方などからすると、大都市の持つておる特殊性なんというものは、全然財政計画に考慮されていないといふ、現に多分の不満を持っておるという事実がある。人口十万の都市というようなものを標準にして、画一的にその計数をどんどん考慮の中に入れておこうというだけのことでは、これはいろいろな不満が起つてくるといふことは私は当然のことだと思う。そういうものを作つて、一体何になるのだろうか、どこに一体信憑性はあるのだろうかと、私はこれは大へん疑問に思うわけです。従つて、将来地方税法の改正をなさるというときには、政府は一大英断をもつて、今の制度といふものを根本的に改める、交付税制度といふものを改めてしまつといふくらいのことを断行されないことに、私はどうしてもうまくいかぬと思う。地方財政の調整といふようなことで、おのずから財政計画が必要なようなお話をあつた。また交付税といふものも、そういうことのために必要だと言われるけれども、また、地方財政の調整といふことが必要ならば、これは調整財源といふものを探めて考慮することも悪くはないと思うけれども、しかしながら、全国の各地方団体を均等のレベルに財政的に追い込んでいくといふような必要はちつともないことだと私は思うので、これは、根本的に一つその制度を改める必要があるのじゃないかといふように考える。そなつてくれば、地方財政計画といふようなものも必要なくなつてくるのじゃないか、こう私は

○政府委員(早川榮君) 先ほど松澤委員の申されましたことと、今、森下委員の申されましたことで、私の非常に同意をいたしたい点は、財政計画自身が地方財政を窮屈せしめたということよりも、むしろ交付税方式、平衡交付金方式というものが、自治体の安易な国家依存の風潮を高めまして、最後は国がしりぬぐいをしてくれる、こういう意識が終戦後の自治体の長になかったと私は言えないと思う。それがひいては地方財政を放漫に陥れ、また財政を窮乏せしめた、こういう意味におきましては、私は全く一面の真理を認めるのをございます。従つて、森下先生の言われましたように、大きい政策といたしましては、私のみならず、大臣もむろんそうでござりまするが、ややもすれば従来の官僚諸君が、できるだけ自治体というものを統制したいという風潮が私は従来なかつたとは言えないのであつて、そういう意味の、何と申しますか、國家統制あるいは財政上の統制ということは、厳にわれわれとしては警戒をしなければならない。それなれば、むしろ仰せのように、各市町村に千六百億円に及ぶ、おそらく二千億になんなんとする国家からの資金を各町村に平等に配分でくるような税源が見つかるならば、むしろそれに大部 分を移した方がいいのではないか、これがまた自治の本旨になるのではないかと、かように傾向的には私は言えるのではないか、かように思つておるわけでございまして、交付税も、すでに所得税、法人税、酒税の二割五分といふ、非常な大きなところまできており

まして、一部の人が言われるようにならにこれを二八%にしよう、さらによつては、私は健全な自治というものができない。大臣も、従つてただいま交付税をふやして、自治体の財政危機を乗り切るという方針は、われわれとしてはもうとらない。それだけふやせば、自生財源を探していく、またあごういう基本方針を確立しておるわけでございます。ただこれを全廃とうことになりますと、これまた非常に極端な問題でございまして、なるほど大阪とか東京とかといふ、力のある自治体はそれでいいのでありますけれども、現在むしろ交付税方式によって救われている十万以下の小さい市町村といたしまして、いふものをどうするか、この問題は非常にむずかしい根本問題に触れまするので、森下委員の御趣旨の、言われました点を十分そんたくをいたしまして、できれば従来の税制調査会といふお考えのもつと飛躍した立場でいい方針が見つかりますすれば、根本的に再検討もあえて辞さない、こう思つておるわけでございまして、今ここで、しかしながらはどういう具体的な計画があるかとお尋ねしても、直ちにお答えする対策は持ちませんけれども、大きい方向としては、われわれはそのように考へておるということを御了解願いたいと思うのでございます。また、ほんのそういう方向に關する一部分の試みでありますけれども、三公社の金にいたしましても、その他のいろいろなこのたびの税制改革は、そういった方向への一つの、ささやかではござりますが、試みとしていたしました趣旨にいたしまして、ささやかではござりますが、試みとして

して見ていただきたい」と、かよろに考
えておる次第であります。
○森下政一君 今のお話の中では、私非
常に心強く感じることは、ややもす
れば従来官僚が、地方自治体を統制と
いうか、支配していくというふうなこ
とに熱心になり過ぎるというような傾
きがなかつたとは言えぬとおっしゃい
ましたが、そうだと私も思う。その点
から考へると、交付税なんといふもの
は莫大な金額であるけれども、結局こ
れは自主財源とはいえない。地方団体
からいえば、国家に依存しなければな
らぬという財源、依存財源という名前
を使つては、適當であるかどうかわから
りませんけれども、結局依存財源だと
思う。そうなると、中央に向つて陳情
これ努めて、何とかしてまた、交付税
の配分を受けるのに、多額を受けられ
るようになつたといふような気持にな
るということはあたりまえのことであ
りまして、だから、先刻おっしゃいま
したが、交付税の総額を、二五%を二
八%にするとか三〇%にするとかとい
うことによつて自治を伸張することは思
わぬとおっしゃつたが、私もその点は
きわめて同感なんです。そういうやり
方といふものは、地方をして中央に依
存せしめることをだんだん深がらしめ
るだけであつて、自治の伸張にはなら
ぬ、むしろ逆行するんだと私は思う。
そこで、たとえば今例に引かれた三公
社の納付金とか、あるいは今度の交付
金制度、こういふのはまことに新しい
試みで、自主財源の強化で、その方に
一つ前進したつもりだとおっしゃる。
確かにそうだと私は思う。それは、私
は容認することにやぶさかでないけれ
ども、税の負担がすでに限界にきてい

るという際なんだから、國の取つておきりますところのどれかの税収をもう少くするよう税の負担を軽減しておいて、この国有資産等所在市町村交付金とか、あるいは納付金という制度をやられるなら、これは私は納得がいくけれども、ところが、一方に限界に達しているものは少しも緩和せずにおりて、しかもどういう制度を設けるということになると、一体だれが最後に負担するかということになつてみると、やはり大衆である。大衆だということになつてくると、私は、その点で非常に限界に達している大衆の負担、国民の負担が強化されることになつてゐるところに、私はこれをこのまま承服しがたいところがあると思つわけなんです。これは、必ずしも御答をお願いしませんけれども、大体考方が一致しておるようなお考え方のとうに思いますから、英断をもつて、三十二年度には抜本的な考え方をやりたい、地方税法の上にもやりたいといふことをしばしば言明しておられますから、ぜひ一つ勘案してもらいたい。あとより、そんなんどういう方法があるかということを聞かれても、私自身も具体的にこうしたらどうだという案は持つておりません。けれども、傾向としては、そういうふうな考え方を持つつ持つてもらいたいということを、問連質問として私は強く要望しておいて、松澤君に譲ります。

けれども、その一つの例としまして、もちろんわれわれの立場からいえば、地方財政を全く野放しにしていいとは考えません。もし社会党政権ができるば、ある程度やはり地方財政といふものに対しワクをはめるであろうということは考えられます。しかし、現在やつていらっしゃるような計算漏れなど、あるいは算定が低過ぎるとがいったよくなことで、あとからあとがらこれを修正しなきならぬというようなずさんな計算というもので、実情に即しない、実情よりはよっぽど内輪に縛らうとする、そういう官僚的統制といふものがある限り、それは赤字が出るのは当然じゃないかと、実際の実情に即していないで、内輪にワクをはめようと思うから、はみ出すのがあるのは当然だとは思う。そういう点、三十一年度も地方制度調査会などの意見を尊重されて、幾分是正されておりますけれども、このまま三十一年度、全く赤字が出ないということの保障は私はできないのじゃないかと、どう思うのですが、今後その内輪に見積られていく財政需要と、大きめに見積られている財政収入といふものとの関係といふものをどういうふうに調整なさるか。それじゃ今後赤字が生じないという保障が果して言明できるかどうか。この点についてはいかがですか。

す。また、そういうところから、今日地方財政の混乱が起っているのじゃないかという御意見もあったわけあります。昭和二十五年からどの制度が始まったわけですが、最初に基準財政需要額をきめます場合には、地方団体が全体として使つていける財源がどれくらいあるか。しかしながら反面、地方団体として一様に行政をやって行くためには、幾ら金があればよろしいか。両方にらみ合わせてきまつて来た問題だといふように思つております。国民所得のあり方からして、国民の最低生活費といふものがきまつて来るというようななこと似たり寄つたりの問題だと思うのです。その後、地方財政の立場からえますと、今託されいる仕事をやつしていくためにはもと金が要るのだけれども、國の方では、地方団体で非常にまだ使い方をしていけるのじゃないかと、たとえば給与費にしても、非常に高く支払い過ぎている、もつと下げるべきだと、こういうような意見もあつたようでありまして、こういう問題をめぐって、地方財源の増額についての争いが絶えなかつたわけであります。そういうようなところから、基準財政需要額に算入されるべき給与費につきましても、どちらかと言ひますと、不足勝ちであつたと思うのであります。そういう問題がようやく今回ある程度解決を見たわけでありまして、この解決に従いまして、基準財政需要額の算定に当つて、給与費、あるいはまた投資的経費、そういうものを引き上げたわけあります。また、引き上げるに要するだけの財源が今回の制度改革によつて得られましたと思うのであります。こうやつて、

● 松澤兼人君 その基準財政需要と、
その基準財政収入との見合いの計算と
いうこと。計算は一応バランスがとれ
ているということだから、過不足ない
ようになっているけれども、しかし一
年たち、あるいは二年たちするうち
に、地方財政の赤字というものは非常
に膨大なものになっていくということ
は、結局その財政計画それ自体に欠陥
があるのじゃないかと、私はこう思う
のです。そこであなた方に言わせれ
ば、結局財政需要というものはこうで
なければならないのに、しかし、公選
知事や、あるいは公選市町村長とい
うものが選挙目当ての政策をやっている
から、とういうふうになるんだ。どう
いったような指導といいますか、干渉
がましい発言をなさり、あるいは給与
費がこうであるといったようなことを
言って、そういうときどきの現象をつ
かんで、結局はこうだから、もつとワ
クをきつくしなければいけないんだと
いうふうにして、国家的な統制という
ものを強化していく、そういう手がか
りになさるうとするお考えがあるの
に即した財政需要額といふことは、
確かに、要するに社会保障的な考え方か
らいえば、最小限度の生活費の保障であ
りまして、それぞれの地方団体の実態
に即して算出されるべきものじゃない
というふうに思っております。

じゃないかと、こう考えるのです。特に私が申し上げたいことは、まあ地方債、地方債はある程度、もちろん国の金融政策もありますし、あるいは財政政策というものもあるしするから、どこでこれを規制しなければならぬということはよくわかるのですが、これを財政収入の中できちっと計算してしまって、そうしてその埋め合せに地方債を使うというのじゃなくて、初めから基準財政収入の方で地方債といふものを基準に入れて、それをもつてバランスをとるという方法、こういう方法をとっている間は、地方財政はだんだんと借金がふえていくって、しまいには元利の償却に困難になるというふうに考えるのですが、この地方債といふものをそれほどまでに考えなければ、収支のバランスが立たないような現状であるかどうか。この点はいかがですか。

しておった。そのことが今日地方財政を非常に混乱させておるんだといふことです。差しあたり借金でやつて行きまして、返えすときにはただみんなの金になってしまいます。それだけに、資金の効用というものは絶大であり、また資金をなかなかつかみにくい。不用意に資金を乱発すると、逆にインフレを助長するところにもなつてくるのであります。ある時期におきましては「國は健全財政を維持しながらも地方財政において地方債を財源的に考えて参つた」と思ひます。どういうことでもう困りますので、今回、地方債につきましては、漸減方針をたてるにいたしました。同時にまた、地方債の運用に当りまして、従来のように財源的に配分するのではなくして、地方債を必要とするような企業について、その地方団体の財政能力も勘案して配分していくと、こういうふうなやり方をいたして参りたいと存じます。従いまして、その点を加味して、財源を保障する基準財政需要額の算定に当りました。この点を踏まえて、相当増額するというような算定をすればならないと思うのであります。これをおこなうと、たとえば弱小の町村が三十年、四十年に一ぺんしかない学校の改築をやります。

これは、やはりさしあたり地方債であります。なかなかおきまして、三十年、四十年なりの世代の人たちが分担して支払っていく、こういう格好になるだろう、と思うのであります。あるいはまた、その仕事に伴いまして増収を期待できます。いたために、やむを得ず地方債収入で仕事をしていくんだ、要するに財源の確保は避けなければならないと思います。そういう計画に一歩強く、今度の地主財政計画は前進させたものだということを私たちは考えております。

○松澤兼人君　この地方債のうちで、何というのですか、普通の地方債と言つては……、経常的な意味の地方債。そういうものはなるほど百八十五億減少ですが、ですかれども、そのほんに、再建債だとか、あるいは公営企業の分として合計すると、やはり減つていらないのじゃないですか。これは減っていますが、総額において。

○政府委員(奥野誠亮君)　公営企業などを入れて参りますと、総体は大体小異であります。自治庁といたしましては、むしろ公営企業債はある。もっとふやしていきたい。そして住民の利便をばかり得るような施設を充石していくべきだ、という考え方を持つてゐるわけでございます。

○松澤兼人君　先ほど、早川政務次官のお話を、同僚森下君は相当にその答弁を高く買つていらしたようですが、れども、私はどうも政務次官の話を聞いておりまして、全くその現状と言

ますか、あるいは狭い現実というだけのお話でありまして、私は、この地方財政計画といふものを変更するとか、あるいはまたこれをやめるとかいうことのためには、もとと地方行政交付金というものの必要なことは、資本主義的に惠まれておる所もあるし、恵まれていない所もあるし、恵まれていない所には、そういうもので操作して、財政資金を流してやるという制度が必要であるし、それがなければ、貧弱府県あるいは貧弱市町村なんというものが成り立つていいんだ、こういうお話をなんです。しかし、全く冷たい客観的な考え方からするならば、町村に対しましては、町村合併促進という一つの現れ方があるのです。貧弱町村であるからといって、一方では、町村合併促進といつ一つの国は國として方針があるとするならば、その方針をやはり強めていく、全く冷酷な言い方ですけれども、自然淘汰というが、あるいはまた自然競争というが、生存競争というか、そういう一つの考え方にも徹して、そうしてそれでやはりやっていけない場合は、町村合併ということを考えなきゃならぬし、あるいは府県の場合でも、私は、そういう段階がきているのじゃないか。貧弱府県であるからといつて、やはり中央でばかりめんどうをみてやるという、いわば、何と言いますか、不公平な公平というような、そ

ういうやうな方が、國の方針として果して妥当であるかどうか。そういう貧弱な県など、うものは、それ自体やはり立地条件に恵まれていないとか、いろいろなことで、古い行政区域論というものが現実に即してないから、これを町村合併と同じような考え方から、府県の統合なりあるいは府県の合併なりと、いふことを考へる段階じゃないか。いつまでも、存在しているから、これに對しても、国家が世話をしなければならんといふ、そういう考え方には、これはいけないのじゃないかと、こういふふうに考えるのです。この点は、先ほどのお話をよりも飛躍した、ワクの大きな視野から考へるべきであつて、こういふ点については、政務次官、いかがにお考えでござりますか。

れば、國有林野の払い下げも実行して、自主財源もやしていくという方向をたどつておるわけでありますけれども、それによつて、どうしても自治体のアンバランスがとれない面がありますので、交付税を全部自主財源にかえるといつところまでは、今少し総合的な検討をお許し願いたい、こう申し上げたのでござります。ただその場合に、もう一つお考え願いたいのは、これは地方自治体、自治行政自体に対する問題点でありまするが、本当は、松澤委員の言われますよろしく、自治体が起債に財源を頼らないで、こう、こういうためには、やはりもう一つ飛躍いたしまして、国といふものと自治体との関係でございます。ここまで国の政策が大きく再検討されなければ根本的解決は得られない。先ほど部長が、学校は一つの町村で四十年、五十年かかるのを、一度に出すのは困るから起債をしなければならぬ場合がある……、その通りであります。しからば国家において官庁の、防衛庁のビルディングとか、いろいろビルディングができたのでありまするが、あのビルディングは、四十年、五十年やっぱりもつのであります。今現在の国民が、しからばその費用を税金で全部負担しなければならぬか。同じ理屈から言へば、国家も起債によつていい面が多いのであります。國家はそういう起債を一切やらないで、國民から取り上げました税財源でまかなつておる。こういう不合理を予算委員会で伊能委員から指摘されました。私はその通りだと思ひます。そういうた國と地方といつ問題の財源調整、また公債政策の全般的なアンバランスの是正といつよらなも

のが全部含まれまして、ここに初めて私は、眞の意味の地方財政の、自治体の充実というものが生れてくるのではなくからうか、むろん公債政策におきまして、確かに昨年度よりは是正をいたしまして、低金利長期への借りかえとか、また、一般財源の起債を減らすとか、いろいろいたしましたが、まだ今まで後に残された問題は多いのですがいまして、方向といたしましては、松澤委員の言われました、自治体自体の力を加えていく、つけていく。他力依存的な風潮を是正するような、何といいますか、ためにならぬ温情主義はやめた方がいいという点は、根本においてはむろん私は全面的に賛成をしておるわけでございまして、今後その方向に地方行政が進んでいきますように、御協力をお願ひいたしたいと思う次第であります。

のです。そこで、この問題をやはり解決するということは、地方行財政の問題を解決する最も大きな手がかり、出発点ではないかと思うのです。今のお話を、府県の統合といへ、そういう問題について触れてお答えがありませんか。したので、重ねてこの問題について、どういうお考えか、承わりたいと思います。

○政府委員(早川兼君) 地方自治体の力の充実の一環としての府県の統合といへるのは、むろん最も重要なアспект。ツー・データな問題になつておあります。地方制度調査会に、このたびあらためまして、府県制度の問題をどうするかという問題を諮問いたしました次第でございまして、本年中、早ければ七月の中には結論が出てくるのではないかとかと、さよう思うわけでございまして、明治四年になりました、飛行機も汽車もない時代の府県の区域といふものが、現在の交通産業状態で果して妥当かどうか。むろん非常な私は疑問だと思っております。

○松澤兼人君 それではその問題については、またあらためて議論をすることにしまして、遊興飲食税の問題について、自由民主党の方では、公給領収証は今回見送る。次の国会において、これは何らかの措置を講ずるということを決定されたという話を聞いております。これはどのような決定をされたのか。

○政府委員(早川兼君) 党の決定は抽象的でございまするから、具体的には御質弁申し上げかねまするが、要するに付帯決議として、衆議院の地方政府委員会において、「遊興飲食税につき再検討を加え、とくに公給領収証の使

用義務制については、実施の状況に鑑み、改廃の措置を講ずること。」こうう衆議院の付帯決議がなされておるわけです。われわれもいたしましては、実施後わずかに三ヶ月で朝日暮改をすることは、断じて承服いたしかねるところです。いまして、このたびの税法の改正におきましては、これを拒否いたします。将来実施の状況において、特に公給領収証その他の問題でいろいろな欠点が出て参りまするならば、衆議院の付帯決議の趣旨を尊重いたしまして、再検討を加えたいと、こういうふう組みであります。

興飲食税の負担がどう変ったかということを見て参りますと、前年の同月と比較した数字を出すことが一番適当だろうと思うのです。税率の引き下げるには免稅点の拡大とかいろいろな措置が行われたわけでありますが、芸者及びこれに類する者の花代関係では、十一月から実施になつたわけであります。八・三%の増、十二月が二四%の増、一月は三三・八%の増、こういうことになります。また料理店等におきましては、一月が三一・三%の増、十二月が四九・四%の増、一月が四九・二%の増といふことになつております。まだキヤバレー等におきましては、十一月が四七・九%の増、十二月が六〇・三%の増、一月が五三・五%の増というふうになっています。旅館は二種類ございまして、普通旅館は減つております。前年同月の数字の一月は六〇・九%、二月は六八・九%、一月は七九%、十二月は六八・九%、一月は七一・三%といふように減つております。温泉地に所在しますいわゆる割烹旅館等におきましては、十一月は同じ、十二月は一一・四%の増、一月は一一・二%の増といふことになります。それから普通の飲食店においては、十一月が前年同月の六九・五%でありますから、三〇%以上減つておるわけであります。十二月は七八・七%でありますから、一一・三%減つておられます。一月は六一・二%でありますから、三〇%減つておるわけであります。こういうことで、税収入額總として、十一月は九九・八%、十二月は一一三・六%、一月は一一・二%、こうしたことになつてゐるわけであります。

この長所として取り上げられることを申し上げますと、從来遊興飲食機のありますことを客が知らない。税としてはなかなかもらいたくない。そういうようなことから、出血納税といふことが言われております。業者が自腹を切つて納めておるのだということが言われました。これがお客様さんからもらつて、それをそのまま納めていくといふことから、納めやすくなつたという意見を聞いております。

もう一つは、今まででは一種の割当で、税金でありながら、税率もましまつておりながら、押し合ひへし合いで税額をきめていた。こういうような不明朗なことがなくなつて、ただ実績をそのまま納めてもらつておる。こういうことで、業者と税務担当者とのあつき、またその間の相談にはいろいろな人が入ってくる、いろいろな人が介在しておつた、そういうこともなくなつて、明朗になつてきた、こういうような話を聞いております。

欠陥としては、極貧担が非常に不備になつておるものだから、領収書を出す場合においてもなかなか頭がそこまで回らない、従つて非常に繁雑だとうようなこと、あるいはまた、現金完買をやつしている上におきまして、領収書を必ずしも出さない、客も受け取らない、そういう点があるものだから、そちらの負担が不均衡に低くなつていやしないだろうか、どうしても領収書を出さざるを得ないような法人関係を相手にしている方面においては正確に徵収されるので、これとの間に不均衡が出てくるのじゃないか、こういふような意見もつたりするわけでござります。

○小笠原一二男君 たゞいまの質問に
政務次官は、政府と党はいかように考
えておろうとも、政府としては今回は断
固拒否したのだ。拒否したという限り
は、何を政府と党が希望したかという
ことは、あなたたは答弁しなくともはつき
りしている。これは公給領収書制を廢
止するということを断固として拒否し
たということなんです。断固として拒
否したということが速記に残っている
ことです。だから語るに落ちているわけ
なんで、自民党としては公給領収書制
を廃止したいという意向があつたとい
うことは隠れもない事実なんです。と
ころが断固としてこれを拒否した政府
側の答弁として、今後白紙の上に立つ
てこれを検討の上、そして付帯決議の
線、要望の線を検討して改廃といふこ
とを考えるのだという御答弁なんです。
私はこの点はふに落ちない。今日
遊興飲食税は一般に悪税である。この
点はわれわれも指摘しておるところな
んです。ですから公給領収書制を云々
といふ前に、この遊興飲食税という税
そのものについて根本的に検討を加え
られ、廃止するとするか、またあるいは
は遊興といふ名に値する行為に対し
て課税せられるようその範囲が縮小
されるが、その方向をたどる以外に
方法が、——徴稅義務者であり、ある
いは税を納める側であり、両者ともに
公正な何らかの措置がとられるとい
う方法が——ない限りは、この公給領
収書制は技術的には廃止できない。そ
れを他のよい方法に乗り移るために廢
止するということではなくて、ただ現状

のままでこれを廃止するということになれば、あるいは割当課税であり、あるいは零細飲食業者に対する税の軽減になってくる、そういう意味で、当委員会としても、これは議員立法でもなくこの種の措置に出たが、その経過を見ても、政府としてはこのやり方が望ましい形のものであったことは再三これを明確にしておる。それを、今や白紙に立ってこれの改廃のための検討をするというのはどういうことですか。政府はこの公給領収書制は他に方法のない限りは、その手続その他の部分的ないろいろな直すべき点はあっても、公給領収書制度そのものはこれは存置しなければならないという積極的な意思を堅持しておるのですか。それともこれはやめる方向だ、他の方法をもううとうとして、検討しようとしておるのですか。政府の所信を承わっておきたい。「それがはつきりしないよ」と呼ぶ者あり)

帶決議があいまして、直ちに今度の税法改正でこれをどう改めるとか、あるいは廃止するとか、選択制にするとかいうことは、政府としては受け付けられない、こういう点が悪いということが出てくれば、その場合には、われわれは白紙の立場に立って検討をしよろしく、これが院議を尊重するゆえんである、こうお答え申し上げましたので、その点はそのように御了解願いたいと思います。

○小笠原三三男君 そのようなどうことがさっぱりわからぬのですがね。現状では、じき政府は公給領収書制度そのものはいいと思っていますか、これはいけないと思っていますか。徴税成績とか、あるいは領収書の発行の仕方がそれがどんごりいろいろな詐術が行われているとか、行われぬとか、そんなことはどうでもいい、制度そのものが現状においていいと思っていますか、これはだめなものだと思いますか。

○政府委員(早川崇君) 申すまでもなく、これは今改正するというのでありますから、いいと思っていますが、

○小笠原三三男君 いいと思うならば、一番最初に松澤委員に対しても答弁した今後白紙に立てこれが改廃を検討しているという言葉は、今後調査の上その手続その他の欠陥等を調査もし、あるいは徴税成績等もかみ合つて考えていくということで、今のことでないというのか、それからあなたはここ二、三ヵ月や一年でということを言っておりますが、そうしますと、長

い一年をとれば、去年の十一月ですか
ら、ことしの十一月以降なんですか、
そのあたりからぼつぼつと検討を始め
るということなんですから、こと一年
やそごで抜本的に改正はないとい
うに了解してようがすか。政府の案
として、国会の意図は別です。

○政府委員(早川崇君) これは御承知
のように前の国会で参議院で御修正に
なられました法律でございまして、わ
れわれといたしましては、その線で現
在実施しているわけあります。從つ
てむろんわれわれは今国会で改正する
意思はないのですから、これをいいと
認めていることは明らかでございます
が、同時に、そのほかに税の価値判定
といふものはいろいろ議論があるので
ござります。価値判定はわざかに三カ
月その他の実施状況ではないとも悪い
とも言えない節もあるわけでありまし
て、われわれはそういう考慮もいたし
まして、断固として拒否した、どうい
うわけでございます。将来これを一年
ぐらいやつて、いろいろ弊害が出でく
れば、これはわれわれといたしまして
はそのときの情勢で判定いたしたい。
たとえ異論があつても、いろいろセー
ルス・タックスという問題がありまし
たのですが、外國のようにどんどん領
収書を出してくれる国民性であればあ
れでいいのですが、日本では向かない
というようなことで廃止になつたとい
うようなどとも知つておりますし、ま
あそそういつたことを総合的に検討する
のは、半年、一年の実績を見なきゃい
けない、どう申し上げましたので、そ
ません。

○小笠原二三男君 それは一年くらい

慎重にその経過を見るという慎重な政
府の態度といふものは、これは望まし
い、そういうことを言うのであります
から、まずととしどの公給領収証制
度は廃止されないということになるわ
けなんで、まあ一応のめどがついたと
考えますが、そういう税ではない、徵
税方法についてかれこれといじくる前
に、この際遊興飲食税のものについ
て検討を加えるというもう時期ではな
いんですか。公給領収証制を廃止して
もらいたいといつよう運動が起つた
り、それが政府と党内で大きく問題に
なつたりすることは、根本としてもう
とよりも、根本問題を検討を加えると
いう意思是、政府にはあるのですが、
ないのですか。

○政府委員(早川崇君) ちょっとと御越
旨がわからぬのでございますが、遊興
飲食税といふものを廃止するのか、ま
た遊興飲食税を地方税から国税にした
方がいいという御意向のかわかりま
せんが、われわれといたしましては地
方税として遊興飲食税自体は廃止する
意思を持っておりません。ただ税制調
査会におますて、たとえばこういう
問題が、われわれは合理的だと思われ
るのは、たとえば温泉地帯といふもの
で、遊興飲食税を取りまするが、これ
が全部府県税になる。そういう面は
若干改めまして、その温泉なり観光施
設に、そのうちの一部を分けるとか、
改築ができるとか、そういう配慮は私
は非常におもしろい意見だと思ってお

るわけでありまして、これも国税に取
り上げて交付税式にやれというような
一部の意見は、これは先ほど松澤先生
なりに申し上げましたように、これは
原則としてわれわれは賦税に移すとい
うことには反対をいたしておるわけで
あります。そういう点を勘案いたし
まして再検討するといふことは、むろ
んわれわれは反対する理由はございま
せんので、ただこれを廃止したり國稅
にしたりという点は、基本的にはわれ
われはまだ問題にしておらぬというこ
とを申し上げます。

○小笠原二三男君 そうすると今の地
方税体系の中で、遊興飲食税の廃止の
考えはない、ということが明らかになり
ましたが、遊興飲食税の範囲、これに
ついても何ら考慮する必要がないとい
うことです。と申しますのは、料理
店の中でも各種の料理店がある。同じ
風俗営業といつても、戦前のようなそ
れとは違つた各種の形態がある。ある
いはキャバレーもある、バーもある。
その半面類似、すしその他軽飲食と
申しますか、大衆飲食店もある。こ
の大衆の方はほんの零細な所得による
大部分の労働者諸君と申しますが、庶
民大衆の利用しておるものの大衆課税
になつておる。こういふものもまた遊
興飲食税は廃止しないという方向で考
慮せられない、検討の要がないとい
うのですか。

○政府委員(早川崇君) 今はそういう
意味ではありません。遊興飲食税
自体、そういうもののをなくすること
は問題にしないと申し上げましたの
で、たとえば零細なおすし屋さんとか
あるいは大衆食堂の遊興飲食税の免税
権利を引き上げるとか、そういう税の

合理化、税負担の合理化とわれわれは
申しておりますが、そういうたこと
は、当然再検討いたしたい。徵稅方
式なりそういう欠点がありますれば、
われわれは直す、こう考えており
ます。

○小笠原二三男君 われわれこの委員
会では、昨年免稅点の引き上げでこの
百円という要請に一段と向くように引
き上げを考慮せられることを強く希望
しておいたのですが、それができな
かつた。多分それは財政上の点も大き
くあるだろうと思うのですね。で、さつ
き資料として御報告になつた大衆飲食
店を限定して行くという考え方にも合
してくるのではないかというふうに
思つております。

○小笠原二三男君 われわれこの委員
会では、昨年免稅点の引き上げでこの
百円という要請に一段と向くように引
き上げを考慮せられることを強く希望
しておいたのですが、それができな
かつた。多分それは財政上の点も大き
くあるだろうと思うのですね。で、さつ
き資料として御報告になつた大衆飲食
店を限定して行くという考え方にも合
してくるのではないかというふうに
思つております。

○政府委員(奥野誠亮君) 今そういう
ことがあります。そこで、どういったこと
がございましたか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今そういう
ことがあります。そこで、どういったこと
がございましたか。

資料を持っておりませんので、検討した上で小笠原さんに御連絡させていただきます。(いや委員会でやつて下さい、委員会や「休憩」と呼ぶ者あり)

○小笠原：三男君　U+時間もまたよ
うですから、質問は留保しておきます。
○委員長（松岡平市君）暫時休憩いた
しました。

午後二時二十七分開会
○委員長(松岡平市君) 委員会を再開
いたします。
当方出席員等八人の方に本請質正六名は

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案を議題に供します。

問題となりました第九条の「契約を締結するものとする。」の意義及び基金に対する掛け金の支払い方法等の問題について、政府においては、その際各委員の意見によつて意見をまとめられ

たと思いますので、この際その意見について明瞭なる政府の答弁をお願いいたします。

私がお尋ねいたします。第一に

る。」どういう意味であるか、前回「これが義務である」義務でな

た直臣は、本が書類、紙が業務一かじりとしらうよな」といって、いろいろな論議がつづいて、いつの間にか、改訂

○政府委員(鈴木琢二君) 謝りました。この機会に、政府から明確なる答弁をしていただきたい。

定の解釈につきまして、前回の本委員会で御説明申し上げました点は、必

少しでも十分でなかつたかと存じますので、整理をいたしまして、もう一度説明させていただきたいたいと思います。

第九条の規定は、基金と全市町村とが消防団員等の公務災害補償を的確に

に、共済契約を結ぶものであることを、制度上の原則として宣言した規定であると解しております。従いましてこの共済契約の締結は、いわゆる強制的な義務づけの意味ではありません。しかしながら基金の制度は全国的な規模における危険分散の制度でありますから、少額の掛金で多額の補償による経費の支払いを受けることができますし、また基金に対する国庫の補助の渠道も開かれており、さらにはまた消防組織法等の改正によりまして、従来条例で定めておりました補償を、「政令で定めるところ」に従いまして、その基準を全体として増額したいと考えておりますので、この引き上げられた額による補償を完全に実施いたしますがためにも、市町村は基金と進んで契約結ぶものと確信いたしております。

第三に、基金の支払いは、納期までに掛金を支払った市町村の当該年度内に起つた事故について責任を負うが、納期以後に掛金を支払った市町村については、当該市町村の掛金を支払った日以後の事故についてのみ支払いを行うものとする。

れ、理事長たるべき者が互選せられておる、こういうやり方は、政府関係のこういう団体としては一般的な手続ですか。

ならぬとあるんですね。そうすると然別個の人間が出て、準備して設立するまでのものは設立する者のグループでやり、できたものの上に乗つかる人は乗つかる人で別だというふうにも、この法文では見られるのですが、この関係はどうなりますか。

○説明員(横山和夫君) 御指摘の通りの疑惑が起るのであります、実は設立委員につきましては、実際に基金を発足させるについてのこまかい定款を作りました、その他諸般の準備がなっておりますので、これは事務に堪能なそこら経験のある方で設立委員になつてお

いただいたらという考え方を持っておられます。同時にもう一つは、今御指摘のように設立委員が作りまして、その

に理事があとから乗つかるということでは、設立過程におけるいろいろなことをかい打ち合せの問題なり、あるいはぐきょうの問題なり、二点目で

後の運営等について当夜からごまかす
タッチしておられないということになると、
責任をもつて理事会を運営し、
よく理事としてもまずへとくよう

点もあるかと考へまして、設立準備員の構成の仕方は、先ほど申し上げましたこの事務的に明るい堪能の士と同様

に、将来任命を受けて理事になつて、ただくと予想せられる、そういう推薦をいただけるという方にも入つてい

後
だいて議立委員をやつていたなく、
うして引き継ぎという関係をうまく、
ていくならば、過去の設立当初の事態
もおわかり頼えるし、正式に発足後

者において運用がスムーズにいくのではあるまいが、こういふふうに考へてゐるのぢやないだらう。

○小笠原二三男君　じゃそういう人ひと、ごつちやに入つて設立準備をやつてあります。

○小笠原二三男君 私が聞いているのは、それもそうだが、一般の……

○説明員(横山和夫君) なおそれ以外の一般の消防の団体といったしましては、消防団員の約二百余のものを構

にはどういう形でも入ることはないのですね。

○政府委員(鈴木琢二君) 非常勤の消防団員並びに消防協力者、この二者を対象にした制度でございます。

は、消防関係をやつた役人とかなんとかいう人が常務理事にすばつと横すべりしてなるのか、ならないのかといふことをだんだん聞いていく途中なんですよ。

役人はこの常務理事にはもうなり得ない、なり得ないというふうに私了承しておきたいのですが、そうですか。

○説明員(横山和夫君) 現職の消防庁の職員が常務理事になるということは、もちろん、これはこの規定からも考えられませんし、そういうことは毛頭ないわけでございます。ただ、法科大学院生たる立場からいって、

的な命令で支配しておつたような役者が、こういう中心ポストにつくことはまことにから避けたい。この点はどうですか。

○政府委員(鈴木球一君) 常務理事の選考は一番この制度の運営のために大事なことと思いますので、十分御意見を申しまして、慎重に常務理事の選考をいたしたいと考えております。

○小笠原三三男君 それから、学識経

上記のことは人

消防の長、チーフを構成員としますところのものが、全国都市消防長連絡協議会というものが中央にあります。

○小笠原二三男君 私聞いておるの
は、受益者の範囲を聞いておるんじよ

ないといふことはなりかねますので、観念上は学識経験者といふ中には、

○小笠原三男君　横山君の名答弁
ば、これは法科出身でもシャット・アウトすることはできないわけであります。

り願わなければならぬといふやうな、
義理人情等も起つてくるものと思ふの
です。やはりそういうこともあり得る
こともまた避けられないかもしません
が、少くとも正規の消防団員、消防士
関係の日本等に所属してゐる人でよ

この本を読む

体と申しますと、今の「いのち」が考
えられます。

員に限るんだと、こういう御答弁だつたから重ねてお尋ねしたわけなんですが

といいますか、公金を動かす、いろいろ複式によるところの帳簿をつけ、的

るいは役人である者が退職その他によつて、恩給を取りながら老後の適宜な職として横すべりする。こういうことは、まつからわれわれは反対な

といふことも、私たちとしては希望したいといふなんです。ただ名譽的に、前歴その他等によって、消防関係団体の上層部等に据えられたといふだけのことと、この種の基金の中の重更よくくこ、そつましまるい頭

に う 里 う 体

それから先ほど総務課長が御説明申
います。

外の人がもし役員になるとすれば、この第八条に書いてあります学識経験者の

○小笠原二三男君 そうすると、特に常務理事なんといふのは計数に明る

なんですかから、なるべくそれらの方々の利益が擁護され、それらの方々の実態がわかつておられる方々によつて、これが民主的に置否されることがわ

さつきも委員長がお尋ねしているよ
ですが、補償の方は、政令で定めるよ
ころにより算定した額を支払わなければ
ならないとあり、それからその基礎にな
る額をなす、政府が補助すべき点は、予算

さつきも委員長がお尋ねしているように、
ですが、補償の方は、政令で定められて
ころにより算定した額を支払わなければ
ならないとあり、それからその基礎と
をなす、政府が補助すべき点は、予算
の範囲内でその業務に要する経費の一
部を補助することができるところである。が

から補助しないこともできる。そうしますと、なお予算の範囲内ですから、そういう意味では政令で支給金額を、支給率を下げるによって補助する必要を認めないという操作も、政府が自由勝手にできるとこうになります。せんか、そういう心配はありませんか。

○政府委員(鈴木琢二君) 十二条の、「経費の一部を補助することができる」という言葉を使っておりますが、将来とも、もちろん國が基金に対しては、毎年補助をするということを考えております。

○小笠原二三男君 もう一回はつきり。このところは魂なんですかね。

○政府委員(鈴木琢二君) 政令で定める支給の金額は、毎年変えるといふことはしないようあります。

○小笠原二三男君 每年変えられて困ります。変えない、という御答弁

は、それはそれでお聞きしておきますが、予算がなくて財源が足りないといふとき、どういうふうに配分しますか。そのとき政府が出すといふ保証があります。この法律の条文上付則の

第四条で、「第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。」とありますから、この法

律が施行され、そして基金が発足する、そなりますと、発足するために、最初の事業年度の事業計画を出して承認を受けるのです。その事業計画の内容というのは、地方の掛金、あるいは国補助金を自當でとし、政令はこれほどに定まるのだからといふことで出てくると思うのです。大体この設立される前に、この法律が発足すると同時にいろいろな政令が出来ます。

○小笠原二三男君 もう一回はつきり。このところは魂なんですかね。

○政府委員(鈴木琢二君) 「この法律は、公布の日から起算して六ヵ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。」といふことが付則の第一条にあります。この六ヵ月をこえない範

内で、もちろん政令その他関係の規定を作る予定であります。なお国庫補助の問題につきましては、法文には

はっきり毎年必ず出すといふようになります。たってはもちろんおりませんが、大蔵省当局とは十分打ち合せておきます。

○小笠原二三男君 大蔵当局とは十分打ち合せ済みと言いますから、私は

じゃお尋ねしますが、地方からの掛金はどうだけ上り、また國からは十分打

合せて大蔵省からはどうだけもらうことになります。

○小笠原二三男君 大蔵省との打ち合せは、何らかの方法によって四

五十三万円余り、なお團長で二十五年長、班長の中間の段階におきましては、殉職いたしました場合においては

五年未満の者につきましては、死んだ場合におきまして四十五万円余りといふ点を考えておきます。それから分団

は、殉職いたしました場合においては五十三万円余り、なお團長で二十五年

以上古く勤めた人についての殉職いたしました場合は、七十七万円余りといふ点を一応考えてみてあるのであります。ただしこれは最初の委員会のとき

に伊能先生からも御指摘があったのであります。が、団長と副團長の責任の度合による分け方といふものについて、参考すべきであるといふ考え方を持っておりますし、なおまた今申しました一

番上の七十七万円と下の四十五万円との開きをもう少し技術的に検討する必要があります。この予想のもとに、この政令の補償金額はどれだけにするか御決定になつておられるのですか。

○政府委員(鈴木琢二君) 基金の業務に要する経費の総額は、概算いたしまして大体一億六百余万円程度と推定いたしております。市町村からの掛け金として見積っておりますのは六千六百余万円、それから國庫からの補助金といつしま

して四千万円程度を考えております。この公務員に対する場合等の例に準じまして、これとの関連においてこまかに定めて参りたい、このように考えてお

ります。

○小笠原二三男君 十九条の四項ですが、第一項又は第二項の検査の権限が、現在の予算には四千万円までは盛つておらない。それでこれは年度内に始末をつけるといふことの十分な打

合わせといふことになつておるのであります。

○小笠原二三男君 十九条の四項ですが、第一項又は第二項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。「など」というた

だしお書きさえもつけなければならない。この条文は相当問題があるから誤解を避けるといふことでこういう

ただし書きができると思うのですが、他の法律にもどこかこの種のものがあつたと思うのですが、こういう条文さえ載つておけば、第一項第二項のことはやり得るという根拠はどういふところにあるのですか。四項のよう

なただし書きさえあれば、一項二項のような権限は内閣総理大臣が持つたってかまわぬ、こういう根拠はどこにありますか。

○政府委員(鈴木琢二君) 先ほど総務課長からお話し申し上げましたように、大体ほかのこういった制度の例を検討いたしました。こういう監督規定を設けた次第であります。

○小笠原二三男君 そのことはわかつたから今お尋ねしているのです。

○説明員(横山和夫君) 学校給食会とこれは同じような監督の方式ですか、

学校給食会かの例を定款等の問題であげておきましたが、その種の団体と

これは同じような監督の方式ですか、

報告及び検査の事項等は。

○説明員(横山和夫君) 学校給食会と完全な一致というわけではありませんが、給食会なりあるいはその他類似

の医療関係の支払い基金といふような

ものとの他の例にとりまして、大体われわれの検討いたしました線ではこの線に似たような監督をしたい、このよ

うに考えております。

○小笠原二三男君 十九条の四項ですが、「第一項又は第二項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」などといふ

だしお書きさえもつけなければならない。この条文は相当問題があるから誤解を避けるといふことでこういう

ただし書きができると思うのですが、他の法律にもどこかこの種のものがあつたと思うのですが、こういう条文さえ載つておけば、第一項第二項のことはやり得るという根拠はどういふところにあるのですか。四項のよう

なただし書きさえあれば、一項二項のような権限は内閣総理大臣が持つたってかまわぬ、こういう根拠はどこにありますか。

○政府委員(鈴木琢二君) 先ほど総務課長からお話し申し上げましたように、大体ほかのこういった制度の例を

検討いたしました。こういう監督規定を設けた次第であります。

○小笠原二三男君 そのことはわかつたから今お尋ねしているのです。

○説明員(横山和夫君) 今申し上げましたように、他の例文等につきまして、あるいは書類について、その他の

物件についても検査はさせ得るといふことを、最近のこの種立法例の例文に

なつておるようござります。ごく手近な例をとりますと、つい最近成立をいたしました日本道路公団法といふ

のにつきましては、大体ここに規定しておりますと同じような規定の仕方にござりますが、まあこれは少くともこれの所管の大臣として監督責任を持つといふことになりますと、やはり一応職員をして立ち入り検査もさせ得るし、あるいは必要な書類、物件等も検査はさせ得るということになるのが当りませぬではないかという考え方を持つておるわけであります。ただし、これは三項にも書いてありますように、身分を示す証票の携帯なり、あるいはその他運営上の問題につきましては、十分注意をすべきでありますけれども、一応監督責任を果す意味合いでおきまして、この程度の規定は置かれるべきものではないか、こういう考え方を持っておるわけであります。

○小笠原二三男君　掛金あるいは補助金との対比の比較からいっても、おそらくこの規定は、相当消防関係団体なり地方公共団体なりにおいて、それらの関係者によって自主的な運営をさせること、いふことは望ましい姿であるうと思ふのですね。それが他の例文にあるからということで、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないなどという、自分がやることを自分で変な規定をしてまで、立ち入り検査をしなければならぬというようなことは、この規定そのものを非常に何と申しませんでしたものと解釈してはならないな、と思ふのです。それがやることを自分で変な規定をしてまで、立ち入り検査をしなければならぬというようなことは、流れざるよう努めることと、いう付帯規定などの趣旨も、この辺のところにある。役所の監督行政がこの種の団体

にまで強く入っていくところなどについては、相当問題があると思うのです。そういう意味では、まあよそでもやっているのだからこういうことがあるのだというだけのことではなくて、この扱いについては相当慎重な扱いをすべきであると思します。少くとも内閣総理大臣といったところで、実際上これを指揮命令するのは政府委員並びに課長なのです。あなたち二人の扱い方いかんによっては、これはどんなでもない団体になってしま。そういう意味で、まあ当面の監督の責任に立つ政府委員の所見を聞いておきたい。どういううちにこの条文を扱っていく考えですか。

○松澤兼人君 この法案そのものに直接関係があるわけじゃないのですが、私いつも考えるのですが、消防団員が選舉に際して、個人々々で政治的な信条を持つということは、これは当然のことなんです。ところが選舉に際して、団体として政治的な一つの示威運動をやるというようなことが、大きい選舉になりますと常に見られる。県全体の消防団長、消防団の協会の長が立候補するというと、もう末端の町村の消防団員が、消防の出でめのときでもないのに古ぼけた車を引っぱり出したたり、あるいは自動車ポンプを五台も六合も連ねて示威運動をするというようなことは、明らかに県全体の消防団の協会の長で立候補しておる人を応援しておるということがわかる。そういうふうなことが今までもありましたし、あるいは次の選舉などにおいても出てくるのじゃないかと思う。われわれは個人の団員の政治的な信条をどうこういろいろわけじゃありませんが、団体が明らかに特定の候補者を支持しておると見せるような示威的な行動をするところは、これは消防団として權限を逸脱した行為だと思う。こういうことについてお聞き及びの点がありりますが、あるいは将来そういうことに気づいてどういうお考えですか。

○消防担当課長会議等を通じまして、厳重に警告いたしております。

○松澤兼人君　そういうことを過去においてお聞き及びの点がござりますか。たとえば県の消防協会の協会長といいますか、団長といいますか、これが立候補した、そのために消防が時ならぬ出での式をあわらこちらでやつたとかいろいろような話をお聞きになつたことがありますか。

○政府委員(鈴木琢二君) 具体的に聞いたことはございません。

○松澤兼人君 そういううがなことはないと思うのです。少くとも県の消防を代表する協会長といふような人は、あなた方がだれだと數えることがであります。そういう人がたとえ参議院なり、あるいはその他の大きな選舉に立候補したということは、あなたの方で手にとるようにわかつてゐると思ふのです。そういう人がたとえば立候補があつた場合に、特に団員が団として時期でもないのに出でをめをやるといふようなことは、それはまあ始終消防車の手入れをするということは必要なことじょうが、いかにも他の候補者から見れば當てつけな行動といふようなことをとつておる。そういうことをお聞かねはずはない。お聞きになつたことはないですか。

○政府委員(鈴木琢二君) 具体的に聞いておりませんが、もしそういったような事実がございましたら、がりにあります。たいたしましたら、嚴重に警告いたしたいと考へます。

○中田吉雄君 これは参議院選舉を

とも知らぬというのなら鳥取県に行つて調査する。選挙の終盤戦になつたら金県下出でめ式を、酒を配つてもう明らかにやつておる。そんなこと全然聞か及ばぬということでは一体監督行政はどうなりますか。それは全く終盤戦に金県下にわたつて出でめ式をやつております。もう明らかにやつておるのです。これまでのことは仕方がないのですが、近い参議院の選挙のときには団としてこういちど公共的な性格のものがそういう行動をとるといふことになると、信頼その他にも非常に影響すると思う。明らかにやりました。私はだから数百人集まつているところにマイクを備えつけて手をびしいなでをやりましたが、それはもうなまなましいのですよ。四月の四日です、私体験したのですからね。それを全然本部長知らぬというのでは火も消せませんよ。(笑)それでやはり参議院選挙も自腹に迫つてゐるのですから、団としては中立性を守るようにはつきりした指示をしてもらいたいのです。個人的な政治的な心情で行動することは自由ですが、消防団長にずっと鐘を打つて回つたり、それからなかなか大量の酒を配給して、鳥取県です、二千方も使つたのです。そこまでいかなければ使い切れないので、それは相当行動しています。

○小林武治君 今のことですが、一体消防本部といふものは、消防団員が団員として今の選挙運動をすることはないと思いますが、そういうことについて何か力がありますか。あなたの方は何が処置する道がありますか。

○委員長(松岡平市君) 委員長からもお尋ねしますが、先ほど消防本部長

は、そういうことを聞き及んだときには嚴重に戒告するとかいうようなことをおっしゃつたが、そういう権限はねありになるかどうか。どういう権限でそういうことをやりになるか、そういう点もこの機会に明らかにして答弁していただきたいと思います。

○政府委員(鈴木琢二君) 消防の責任は各市町村が全面的に持つておるわけですが、国家消防本部長といたしましてはこれに対して指導・助言・勧告の権限を持っております。その権限によって指導をいたす次第でござります。

○小笠原二三男君 それは消防組織法の雑則の第二十条に出でるる条文によつて根拠がありとするのでしょうが、指導・助言以上のものであつてはならぬのです。さうきあなたは警報といつたが、どうぞういう権限がありますな。

○政府委員(鈴木琢二君) 私の申し上げましたのは監督という意味でそういう言葉を、あるいは不適当だったかも知れませんが、勧告という意味で申し上げました。

○小笠原二三男君 どこへあなたは勧告するのですか。

○政府委員(鈴木琢二君) 消防組織法の第二十条にありますように都道府県を通じて市町村に対して勧告をいたす次第でござります。

○小笠原二三男君 選挙上の問題で勧告するためなどいろいろ勧告の規定が出たのですが。

○政府委員(鈴木琢二君) 私が先ほど申し上げましたのは、消防団が消防団の本来の目的以外に、消防団といふものがその本来の軌道を踏みはずさない

ようじ、そういう意味で勧告を、も
うすこいつ踏みはずすようなことがあり
ましたら勧告いたしたいと、こう申し
上げたわけでございます。

○小笠原三三男君 消防団員が団として
計画的にある種の特定候補のための
選挙運動をしてはならないという根拠
がどこにありますか。何も消防団の総
会とか何とかいつても団には決議機關
も何もないのですから、酒席の間に幹
部が集まってそういう相談をして、
じゃやろうじゃないかということと納
得づくなそれぞれの手始めで運動する
その種のものを規制する根拠がない
りますか、消防本部長として。

○政府委員(鈴木琢磨君) 先ほど申し
上げましたように消防の責任は市町村に
ありますので、あくまでも國防消防
本部長として警告、勧告あるいは指
導、助言をいたしましては市町村長に
対してやる次第でございます。

○小笠原三三男君 あなたはさつき、
そういう選挙が行われておる、消防団
員が特定候補をかついで選挙運動をして
いる、これはどうだと聞かれましたな
ら、警告すると言つた。それは今言い
直して勧告するのだ。その勧告といふ
のは、二十条に根拠がある。選挙運動を
する事項についてなどとはどこにも書い
てない。しかもわれわれは消防団員が
非公式であろうが、何であろうが、同
体的に、組織的に特定候補をかついて
選挙運動をすることは望ましいとは思
われない。そういう意味で先ほどの委
員も御発言になつたと思うが、しかし
これを規制し、警告し、勧告するとい
ふことの前に、いけないならいけないと

いう根拠が別になくちやならぬ。消防団員はそういうことをしてはならぬといふ根拠がなければならぬ。それがどこにあるかということを第一点にお尋ねしたい。

それから第二点としては、消防に関する事項についてと、いう中には選挙運動をやつてはならぬということも含まれているのかどうことなんです。

○政府委員(鈴木琢磨君) 先ほど私が申し上げましたのは、そういう選挙運動をやつているという事實を聞いたことがないということを申し上げたのと、それから選挙についてどうこうといふことを御答弁申し上げております。消防団としてその任務以外のことと、それから選挙についてどうこうといふことを御答弁申し上げておりません。消防団としてその任務以外のことと、消防団が団としての行動を踏みはずしてはいけない。こういうことを申し上げた、そういうためにもしも消防団が消防団の本来の任務以外の所にその行動を踏みはずすようなことがありましたら、市町村長に対して勧告をいたしたい、いたずつもありでおるといふことを申し上げました。

○小笠原二三男君 どうも話がわからなくなってきたのですが、それではあらためてお尋ねしますが、消防団員が世間に言われておるような選挙運動をすることについて本部長はどうお考えになつてしますか。

○政府委員(鈴木琢磨君) 選挙法の関係は私実は詳しく存じませんので、消防団との関係がどういうようになつておるか詳しく述べ上げることはできません。しかし消防団としてそちらの特別な禁止規定はないし私考えております。しかし消防団としてそちらの行動、選挙運動を団としてやるところのようなことは、おそらく各市町

○ 小笠原二三男君　だから条例等で認めていないと存じております。

それで、団体として決議をあげて運動をしておる消防団はどこにもない、日本じゅう。そういうことをあなたたちければ、もうならば、消防団に対するそれは悔辱ですよ。けれども、そうでない形で現実には消防団という組織の持つてゐる威力をもって選挙運動をしている現実というものはある。しかしそれは法律上あるいは消防本部長の権限として押える根拠はどこにありますか。ないですね。それはあなたは勧告とか警告するとか、そういうことこそ官僚としてしてのよけいな越権行為です。何かすると地方の団員に対してでも団に対しても、いかようなことでもなし得るものだと思つてゐる。そういう考え方方はほんとに間違っています。われわれは何とか規制したいということを心から望んではいる。それとあなたがやろうとするところは問題は別です。ここに消防に関する事項について、ということはほんとうに消防に関する法律に根据のあること等を指して言うのであって、それ以外の、消防団員を一つ個々に具体的な問題について規制することをここで指しているはずはないのだ。法の条文は。だからもしもそんなことがあつたら勧告するとか厳重に警告するとか、取り締るとか、そういうような人が本部長になつておられるることは消防行政上困るのですよ、これは、逆に言うわいの方がまたりっぱな役人なんです。だからわれわれ社会党から追及されたからといって、何でもかんでもはあそうします、そらします、なんて言つて。だからわれわれ社会党から追及さ

○政府委員(鈴木琢二君) 私は先ほど
選挙に関連して特に今おっしゃったよ
うなことを申し上げたつもりはござい
ません。あくまで二十条によって消防
団の行動によって消防に支障を来たす
ようなことがあった場合には、この二
十条の条文によって勧告するといふこ
とを一般的に申し上げたのでございま
して、特に私は選挙に関連してお答え
申し上げたのではありません。一般
的に申し上げたわけでござります。
○小笠原二三男君 よくわかりまし
た。では今あなたが言ったことと、前
に松澤氏あるいは中田君あるいは小林
君の質問によつて、あなたが警告す
る、そして現に過去においてやつたこ
とがあるから都道府県関係課長に対し
てやつたと言う。それから派生してこ
の問題が起つてきておるのだが、その
意味で言つたのではないということを
今言つておる。速記録をあとで見て、
もしもそういう意味で言つたといふこ
とで私が質問しておることの方がほん
とうな場合には、そのときあなたの責
任は追及する。

はり速記録を見れば明らかでそれどころか、委員が質問したことはちゃんと明瞭であります。それに対してもあなたが答弁された。そしてあなたは、それが答弁された。そうしてあなたは、その答弁はそういう意味ではなかった、こち答えますと、政府委員としては迷惑です。もしかしたらあなたは自分の答弁が誤まつておれば、その答弁は間違いであつたと私はすなおに御訂正になればよろしいが、しかしあなたは自分の答弁はそういう答弁でなかつたんだということになれば、委員の質問があなたに徹底しなかつた、こういうことにもなつて参りまして、委員の質問の権威にも関していく。私は委員長としてここに坐つておつて松澤委員の発言を許し、これに関連して小林委員の質問があり、さらに中田委員から質問がございましました。これはいづれも選挙について消防団員の行動がおもしろくない。これに対する国家消防本部長はいかに考えておられるか、あるいはいかに処置せられたか、いかに処置せられるつもりであるか、こういった御質問であったと私は了承しておる。これに対してのあなたの答弁はそれに對しての答弁ではなかつたのだということになりますと、はなはだ委員会としても迷惑する。○政府委員(鈴木琢二君) 前に私が申し上げましたことが間違つておりますたら、大へん恐縮でございますが、訂正させていただきます。

一つの特定の、あるいは固有の目的のために専念しなければならないということがある。この目的なりあるいは任務なりを逸脱するということはこれは厳に慎しまなければならない。その意味からいえば、消防活動に専念すべしということは、あなたは勧告できるのです。こういう意味からいって、世間から疑われるような、選挙時ににおける、全く威風運動などがうようなそういう消防的な行動というものは、これは少くとも選挙期間中は考えなければならぬ。つまり消防本来の目的からいって、何人もそれに対する疑惑を差しはさむようなこととのないよう、固有の任務に専念すべきであるということを、あなたの权限としては私は言えることだと思う。ですからあなたは一般的な問題として、選挙に関係した問題(じゃなし)へと入らねえしやうけれども私は選挙に關係した問題としても、あなたたゞして固有の任務に専念すべきであるということは言えると思うのです。少なくともそういうことが、あなたの勧告として、市町村長に届くならば、私はそれでもいいと思う。(笑声)しかし個々の団に逸脱した行為があつたというようなことは、これは市町村なりあるいは府県なりあるいは本部長なりが、これは嚴重に私は勧告すべきだと思う。

公安委員会が、一般的な問題としてこれらは取り扱うならば取り扱える根拠があると思うのです。ですからお帰りになつたら当委員会で御発言のあつた趣旨については、國家公安委員長にも申し上げて、御相談の上に適宜な措置をすることでおやりになれば、あなたたちはもう完璧だと私は思ひます。（賛成「よしよし」それでいい」「ほんとうに完璧だ」「それでよかろう」と呼ぶ者あり）それではどうぞいきますが。（「了解々々」と呼ぶ者あり）

○政府委員（鈴木琢二君）ええ。

○加瀬亮君 この法律の適用の点について、一点伺いたいのです。それは非常勤の消防団員が応援して、水防などの場合にも応援に出る、むしろ事故は水防の応援などの方が多い場合がある。この法律でありますと、そういうような場合どういうふうになるか、この法律の適用がそのまま受けられるか。

○政府委員（鈴木琢二君）非常勤の消防団員が、水防に關係して、そういうふた障害がありました場合は、水防もやはり消防の任務になつておりますので、当然これによつて救済されるわけでもないですか。

○委員長（松岡平市君）他に御質疑はございませんか。……他に御質疑がなければ本案については質疑は終局したもと認めて差しつかえございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松岡平市君）御異議がないようありますから、本法案についての質疑は終局したことを宣言いたします。討論は他の適当な機会にいたしました。と思います。

ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 下さる。本日はこれにて散会いたします。
午後四時八分散会

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和三十一年四月二十四日印刷

昭和三十一年四月二十五日発行

參議院事務局

日刷者
大藏省日刷局